

基勞発第0707001号

平成15年7月7日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長

(公印省略)

労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付
基礎日額の算定に用いる率について

労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる率（以下「年金スライド率」という。）については、別紙のとおり本年7月10日に告示される予定である。年金スライド率の算定は、毎月勤労統計調査（以下「毎勤」という。）における「毎月きまって支給する給与」（所定内給与及び所定外給与の合計額であり、以下「定期給与」という。）を用いて算定することとされているが、所定外給与の減少等により毎勤における平成14年度平均の「定期給与」が対前年度比で減少しており、その結果、告示予定の年金スライド率が、「算定事由発生日の属する期間」の全期間において前年の率に比べ下がっており、年金スライド率で平均-0.92%となるところである。

年金スライド率が前年の率よりも減少していることから、官報告示後に労災年金受給者からの問い合わせが局署に寄せられることも予想される。その場合、年金スライドが、労働災害によって労働能力を一定以上損失した労働者や死亡した労働者の遺族のために賃金の損失を補償する制度であり、過去に被災した労働者が現在得られるはずの賃金を適切に補償するため、賃金水準の変動に伴い年金給付額を評価替えしているものであり、近年の景気の低迷等により現役労働者の平均給与額が平成13年度と比較して平成14年度は減少していることから、今回の年金スライド率は減少したものであることを説明し、理解を求めるなど、遺漏なく対応されたい。

○厚生労働省告示第 号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第二号（同法第八条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十五年八月から平成十六年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は平成十五年八月一日から平成十六年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金、遺族補償一時金、障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

労働者災害補償保険法第8条第1項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（単位％）
昭和22年9月1日から昭和23年3月31日まで	20, 446
昭和23年4月1日から昭和24年3月31日まで	7, 436
昭和24年4月1日から昭和25年3月31日まで	4, 123
昭和25年4月1日から昭和26年3月31日まで	3, 558
昭和26年4月1日から昭和27年3月31日まで	2, 909
昭和27年4月1日から昭和28年3月31日まで	2, 510

昭和28年4月1日から昭和29年3月31日まで	2, 210
昭和29年4月1日から昭和30年3月31日まで	2, 086
昭和30年4月1日から昭和31年3月31日まで	1, 995
昭和31年4月1日から昭和32年3月31日まで	1, 882
昭和32年4月1日から昭和33年3月31日まで	1, 817
昭和33年4月1日から昭和34年3月31日まで	1, 790
昭和34年4月1日から昭和35年3月31日まで	1, 682
昭和35年4月1日から昭和36年3月31日まで	1, 582
昭和36年4月1日から昭和37年3月31日まで	1, 415
昭和37年4月1日から昭和38年3月31日まで	1, 273
昭和38年4月1日から昭和39年3月31日まで	1, 148
昭和39年4月1日から昭和40年3月31日まで	1, 036
昭和40年4月1日から昭和41年3月31日まで	948
昭和41年4月1日から昭和42年3月31日まで	860
昭和42年4月1日から昭和43年3月31日まで	775
昭和43年4月1日から昭和44年3月31日まで	686

昭和44年4月1日から昭和45年3月31日まで	600
昭和45年4月1日から昭和46年3月31日まで	516
昭和46年4月1日から昭和47年3月31日まで	452
昭和47年4月1日から昭和48年3月31日まで	391
昭和48年4月1日から昭和49年3月31日まで	329
昭和49年4月1日から昭和50年3月31日まで	265
昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで	226
昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで	203
昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで	185
昭和53年4月1日から昭和54年3月31日まで	175
昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで	165
昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	156
昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	149
昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	142
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	139
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで	134

昭和 6 0 年 4 月 1 日から昭和 6 1 年 3 月 3 1 日まで	1 3 0
昭和 6 1 年 4 月 1 日から昭和 6 2 年 3 月 3 1 日まで	1 2 7
昭和 6 2 年 4 月 1 日から昭和 6 3 年 3 月 3 1 日まで	1 2 4
昭和 6 3 年 4 月 1 日から平成元年 3 月 3 1 日まで	1 2 0
平成元年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月 3 1 日まで	1 1 6
平成 2 年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 3 1 日まで	1 1 3
平成 3 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 3 1 日まで	1 0 8
平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 3 1 日まで	1 0 6
平成 5 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 3 1 日まで	1 0 5
平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 3 1 日まで	1 0 3
平成 7 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 3 1 日まで	1 0 1
平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 3 1 日まで	1 0 0
平成 9 年 4 月 1 日から平成 1 0 年 3 月 3 1 日まで	9 9
平成 1 0 年 4 月 1 日から平成 1 1 年 3 月 3 1 日まで	9 9
平成 1 1 年 4 月 1 日から平成 1 2 年 3 月 3 1 日まで	9 9
平成 1 2 年 4 月 1 日から平成 1 3 年 3 月 3 1 日まで	9 8

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

99